

令和5年3月24日

障害者支援施設長 様  
障害福祉サービス事業所 管理者 様  
障害児通所支援事業所 管理者 様

川口市福祉部障害福祉課長

令和5年度 障害福祉サービス等処遇改善計画書の提出について（通知）

本市の障害福祉行政につきまして、日頃格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、福祉・介護職員処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）、福祉・介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算を総称する場合「処遇改善加算等」という。）を算定・請求するためには、年度ごとに計画書と実績報告書の提出が必要となります。

つきましては、令和5年4月から処遇改善加算等を算定・請求する場合は、下記により計画書を提出してください。

なお、令和4年度に処遇改善加算等を算定している施設・事業所においても、令和5年度の加算を算定する場合には提出が必要であり、提出が無い場合、処遇改善加算等は請求できませんのでご注意ください。

記

1 提出書類

(1) 令和5年度 障害福祉サービス等処遇改善計画書

申請する加算に合わせ、次の通りシート内のデータを作成し、提出してください。

シート 加算種別	基本情報 シート	別紙様式 2-1	別紙様式 2-2	別紙様式 2-3	別紙様式 2-4
処遇改善加算	○	○	○		
特定加算	○	○		○	
ベースアップ等加算	○	○			○

(2) 職員分類の変更特例に係る報告書

該当がある場合のみ、作成し提出してください。

## 2 ホームページ掲載場所

「総合トップ」→「事業者向け」→「障害者施設・事業所等」→「障害福祉サービス事業所等について（事業者向けページ）」→「福祉・介護職員処遇改善加算」

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/060/shisetsu/18895.html>

## 3 提出期限

令和5年4月1日もしくは令和5年5月1日から算定する場合、

**令和5年4月14日（金）**

## 4 提出先

原則、LoGo フォームより申請

<https://logofom.jp/form/zRQD/243963>

※令和5年度処遇改善計画書はExcelデータにて提出してください。

## 5 その他

### (1) 体制届について

計画書のほか、事業所の体制届の提出が必要となります。

### ①障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

（全事業所に対し、4月の体制状況の提出をお願いしますので、合わせて処遇改善加算の体制も届出をしてください。）

### ②入所・居住系施設（施設入所支援・共同生活援助・短期入所）

（全事業所に対し、4月の体制状況の提出をお願いしますので、合わせて処遇改善加算の体制も届出をしてください。）

### ③障害者通所事業所（生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型）

（全事業所に対し、4月の体制状況の提出をお願いしますので、合わせて処遇改善加算の体制も届出をしてください。）

### ④訪問系事業所（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）

（現在の体制状況から変更がある場合のみ、体制届を提出してください。）

(2) 川口市以外で事業所がある場合について

同一法人で、川口市以外の指定権者の事業所がある場合は、各指定権者への提出が必要です。

問合せ先

川口市障害福祉課 施設係

TEL 048-271-9442 (直通)